

いばらき結婚応援パスポート「iPASS」

協賛店 募集要項

いばらき結婚応援パスポート 事務局

2018年9月

(2020年11月一部改正)

問い合わせ先 茨城県保健福祉部子ども政策局少子化対策課

電話：029-301-3261 企画・結婚支援グループ

平日 8:30～17:15 (土・日・祝休業、年末年始12月29日～1月3日休業)

E-mail: kosodate@pref.ibaraki.lg.jp

U R L: <https://kids.pref.ibaraki.jp/kids/ipass>



◆事業の趣旨

企業との連携により、新婚夫婦又は結婚を予定しているカップルを対象に、協賛店で提示すると特典サービスが受けられるカードを交付することで、社会全体で結婚を応援する機運の醸成と、負担軽減による結婚への後押しを図ることを目的に事業を実施するものです。

1. いばらき結婚応援パスポートの事業概要

カード名称	いばらき結婚応援パスポート「iPASS」（アイパス）
制度開始日	2018年11月22日（木） ※いい夫婦の日
発行対象者	・新婚夫婦、又は、おおむね2年以内に結婚を予定しているカップル ※県内外問わず ※18歳以上の方 ※性的マイノリティの方、事実婚の方も対象
対象区域	茨城県全域
カードの種類	・紙版カード ・デジタル版カード（スマートフォン等の画面提示） ※なお、結婚予定カップル用（赤色）と新婚夫婦用（青色）の2種類がある。
発行方法	・婚姻届提出時に市町村の窓口でカードを交付 ・県に郵便でカード申込→交付 ・アプリをスマートフォン等にダウンロード
カードの有効期間	① 結婚予定カップルの場合、発行日から2年間 ② 新婚夫婦の場合、結婚した日から2年間 ※①と②合わせて最長4年間
協賛店	茨城県内に所在する、協賛店登録をした店舗

2. 協賛店参加資格

茨城県内に事業所、店舗等を有する事業者とし、県内の店舗等に限り、自ら行う商品・役務等の購入割引、特典・優待等サービスに関する情報の提供ができ、県専用ホームページでの情報公開に了承するもの。

ただし、次の事業者を除きます。

- ① 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの又はこれに類するもの
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ③ 暴力団に関連するもの
- ④ インターネット販売等、店頭での販売を行わず、「iPASS」の確認ができないもの
- ⑤ その他本事業の趣旨にそぐわないと認めるもの

3. 協賛店の禁止行為等

協賛店は以下に該当する行為をしてはなりません。

- ① 法律、命令、処分、その他の規制に違反する行為及びこれに関連する情報の提供、掲載
- ② 犯罪行為を惹起または助長する行為その他犯罪行為に結びつく行為、あるいはこれに関連する情報の提供、掲載
- ③ 猥褻図画・文章に該当するものの提供、掲載
- ④ 運営者または第三者が有する著作権、商標権、肖像権、プライバシーその他の権利・利益を侵害する行為、あるいはこれに関連する情報の提供、掲載
- ⑤ 有害コンピュータプログラム等を送信または書き込む行為、あるいはこれに関連する情報の提供、掲載
- ⑥ 運営者または第三者を誹謗中傷し、またはその名誉、信用を害する行為、あるいはこれに関連する情報の提供、掲載
- ⑦ 虚偽情報、事実誤認を生じさせる情報等の提供、掲載
- ⑧ 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為、あるいはこれに関連する情報の提供、掲載
- ⑨ その他、公序良俗に反するなど事務局が不適切と判断する行為、あるいはこれに関連する情報の提供、掲載

4. 協賛店の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ① 協賛店であることが明確になるよう、協賛店告知用ツール（ステッカー等）を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ② 協賛内容に変更が生じた場合は、その旨、利用者と事務局へ速やかに報告してください。
- ③ 協賛店登録を廃止する場合は、廃止日の2週間前までに事務局へ廃止届を提出してください。

5. いばらき結婚応援パスポート「iPASS」の使用

- ① 協賛店は必要に応じて、「iPASS」提示者に対して、書類等の提出等を求め、当該「iPASS」を使用できる者であると確認することを、特典提供の条件とすることができます。
- ② 「iPASS」は、結婚予定カップル用（赤色）と新婚夫婦用（青色）の2種類があります。
- ③ 「iPASS」の有効期限（発行日から2年）をご確認ください。
- ④ 「iPASS」の使用確認にあたり、性的マイノリティや人権への配慮を十分に行ってください。

6. 他県結婚応援パスポート事業との広域連携について

茨城県は栃木県、群馬県と連携し、相互にサービスが利用できるようにしておりますので、次の結婚応援パスポート提示者に対しても「iPASS」同様の特典サービスを提供してください。

- ・栃木県 とちぎ結婚応援カード「とちマリ」
- ・群馬県 ぐんま結婚応援パスポート「コンパス」

7. 申込みについて

(1) 申込方法

希望される事業者は、「募集要項」の内容に同意のうえ、いばらき結婚応援パスポート専用ホームページの協賛店登録フォームに必要事項を入力し、お申込みください。FAXおよび郵送にて申込みをされる場合は、「いばらき結婚応援パスポート「iPASS」協賛店登録申請書」に必要事項をご記入のうえ事務局へご提出ください。

※申込書の入手は、専用ホームページの協賛店申込画面よりダウンロードをして印刷していただくか、以下の事務局までお問い合わせください。

①インターネット <https://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/ipass>

②郵送（あて先）

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 茨城県保健福祉部子ども政策局少子化対策課

③FAX 029-301-3264

④TEL 029-301-3261

大型店・量販店・チェーン店・系列店など県内に複数の店舗を持つ事業者については、専用ホームページからダウンロードできる様式に各店舗の名称等必要事項を入力し、一括でお申し込みいただくことも可能です。

なお、すべての協賛店が本募集要項の内容に同意している必要があります。

(2) 協賛店の選定

申込みのあった事業者については、審査を経て協賛店舗として承認します。非承認の場合のみ、事務局から電子メール又は郵送にて通知します。

ただし、申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、承認を取り消すことがあります。

なお、店頭に掲示して頂く協賛店告知用ツール（ステッカー、ポスター、卓上ミニのぼり旗）は郵送にて後日配布します。また、屋外用のぼり旗（60 cm×180 cm ※ポール・注水台なし）については、希望がある場合のみ送付しますので、事務局までご連絡ください。

8. 協賛店の取消等

「募集要項」の記載内容に違反する行為が認められた場合や本事業の趣旨にそぐわないと認められた場合は協賛店の登録を取消します。

9. デザインの使用

いばらき結婚応援パスポート「iPASS」及び協賛店ステッカーのデザインの画像データを提供することができます。事務局までご連絡ください。

10. その他留意事項

「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、別途協議を行います。